

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人 カナザ ワ内科クリニック	4211221025	長崎県東彼杵郡川棚町 下組郷391番地2	0床

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和7年2月25日 令和6年度決算の決定

令和7年12月26日 令和8年度の事業計画及び収支予算の決定

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

- (9) その他

様式 3 - 2

法人名医療法人 カナザワ内科クリニック

※医療法人整理番号

所在地長崎県東彼杵郡川棚町下組郷 3 9 1 番地 2

貸借対照表
(令和 7 年 1 2 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	109,259	I 流 動 負 債	2,066
II 固 定 資 産	5,836	II 固 定 負 債	18,009
1 有 形 固 定 資 産	3,787	負 債 合 計	20,075
2 無 形 固 定 資 産	691	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	1,358	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	85,020
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	95,020
資 産 合 計	115,095	負債・純資産合計	115,095

様式 4 - 2

法人名 医療法人 カナザワ内科クリニック ※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

所在地 長崎県東彼杵郡川棚町下組郷 3 9 1 番地 2

損 益 計 算 書
(自 令和 7 年 1 月 1 日 至 令和 7 年 1 2 月 3 1 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	89,176
2 事業費用	89,144
本来業務事業利益	32
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	32
II 事業外収益	781
III 事業外費用	81
経常利益	732
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	732
法人税等	153
当期純利益	579

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名医療法人 カナザワ内科クリニック

※医療法人整理番号

所在地長崎県東彼杵郡川棚町下組郷 3 9 1 番地 2

財 産 目 録
(令和 7 年 1 2 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	115, 095 千円
2. 負 債 額	20, 075 千円
3. 純 資 産 額	95, 020 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	109, 259
B 固 定 資 産	5, 836
C 資 産 合 計 (A + B)	115, 095
D 負 債 合 計	20, 075
E 純 資 産 (C - D)	95, 020

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 カナザワ内科クリニック
理事長 金澤 一 殿

私 (は、医療法人カナザワ内科クリニックの令和7会計年度(令和7年1月1日から令和7年12月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和8年2月28日

医療法人 カナザワ内科クリニック

監事 庄司 フジ子

